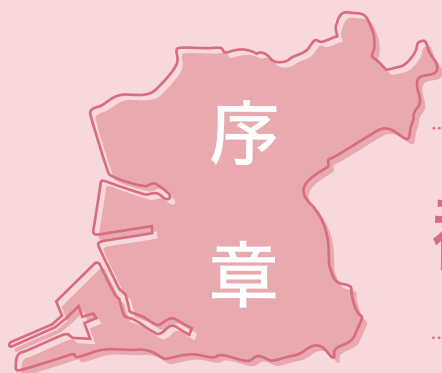




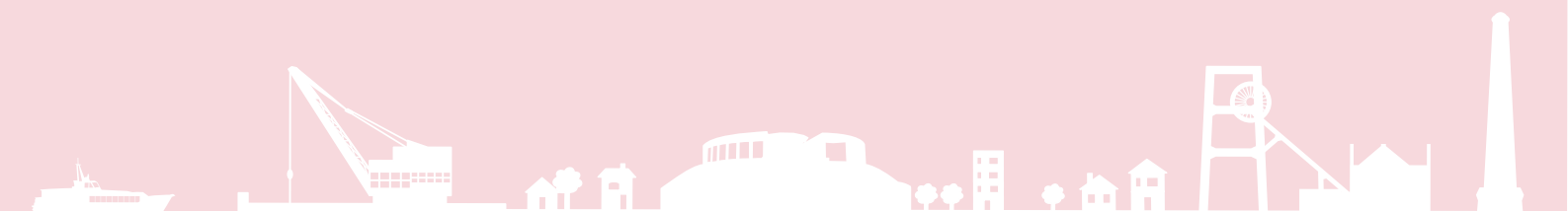
大牟田市
都市計画
マスタープラン



Omuta City Master Plan

都市計画マスタープランの概要

- 1** 都市計画マスタープラン見直しの背景と目的
- 2** 都市計画マスタープランの内容
- 3** 都市計画マスタープランの構成



序章 都市計画マスタープランの概要

1. 都市計画マスタープラン見直しの背景と目的

計画の背景と目的

本市では、平成16年3月におおむね20年後を目標年次とする「大牟田市都市計画マスタープラン」を策定しました。その後、10年以上が経過し、九州新幹線新大牟田駅の開業、有明海沿岸道路の開通、宮原坑や三池炭鉱専用鉄道敷跡、三池港の「明治日本の産業革命遺産」としての世界文化遺産への登録など、都市の骨格となる基盤整備が進展するとともに、近年の急速な人口減少や少子高齢化、地方分権の進展など、本市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化しています。

さらに、上位計画となる本市の第5次総合計画や福岡県の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」が改定されています。

国においては、今後の人口減少等を見据え、都市のコンパクト化を推進するため、平成26年8月に都市再生特別措置法が改正され、都市計画マスタープランの一部とみなされる「立地適正化計画」が制度化されました。

こうした背景を踏まえ、これらの各種上位計画に即すとともに、人口減少や少子高齢化に対応した、市民にとっても利便性の高い、効果的かつ効率的な都市経営を実現し、長期的に都市の活力が維持できる持続可能なまちづくりを進めていく必要があることから、大牟田市都市計画マスタープランの見直しを行うものです。



2. 都市計画マスタープランの内容

(1) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市民に最も近い立場にある市町村が、都市づくりの課題に対応しつつ、市民の意見を反映させながら、あるべき都市の将来像を実現するための方針を定めるものです。

都市計画法

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

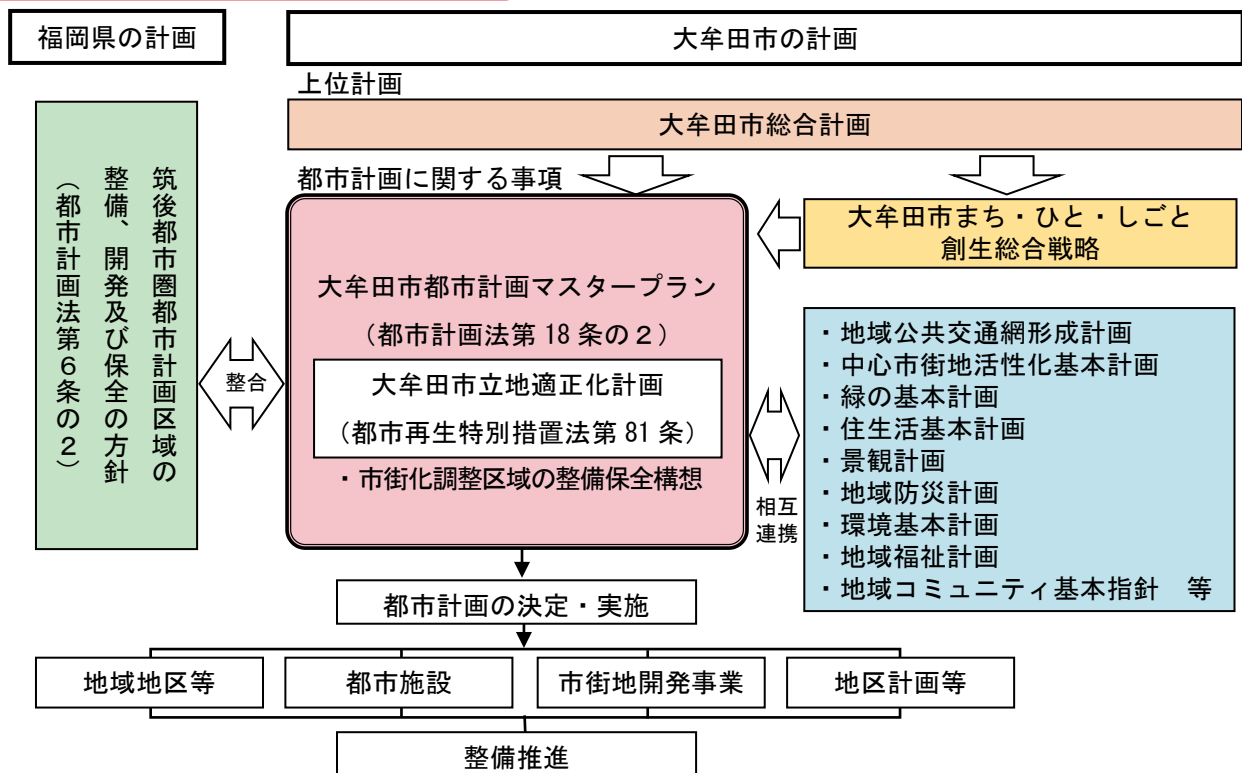
4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

(2) 計画の位置付け

都市計画マスタープランは、大牟田市総合計画等の上位計画に即し、関連計画との連携を図りながら、都市の将来像の実現に向けた取組みを進めます。

また、土地利用、道路・公園等の都市施設の配置、土地区画整理事業などの市街地整備といった個別の都市計画は、都市計画マスタープランに即して進めることになります。

■都市計画マスタープランの位置付け



（３）計画の役割

長期的な視点にたって、市民・企業・行政等の協働により、地域の特性を生かした都市づくりを進める総合的指針としての役割を持ちます。

①実現すべき具体的な都市の将来像を示します

多様化する市民ニーズに応え、都市づくりにおける市民・企業・行政等の共通認識として、わかりやすい都市の将来像を示します。

②都市づくりに係る計画相互の調整を図ります

都市の将来像に基づき、土地利用、都市施設、市街地開発事業、都市環境等の都市づくり計画について、相互の整合性を図ります。

③個別の都市計画決定・変更の指針となります

具体的な都市づくりを進めるにあたって、都市計画の決定・変更、道路や公園などの都市施設の整備、各都市づくり事業の推進等の施策を展開していく上での指針として運用します。

④市民や企業によるまちづくり活動の指針となります

市民や企業の地域社会に根ざしたまちづくり推進のための指針として運用します。

（４）計画の対象区域

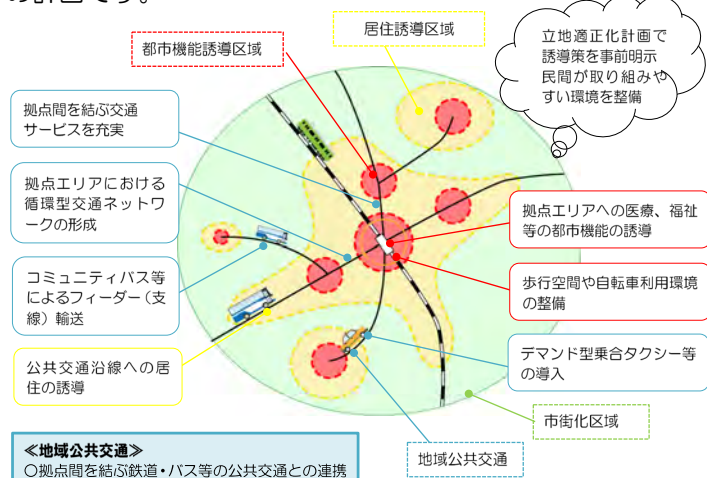
本市では、市全域が都市計画区域に指定されているため、対象範囲を市全域とします。

（５）計画の目標年次

都市計画マスタープランは、おおむね 20 年後に計画目標を置いて、長期的な都市づくりの方向性を示します。ただし、社会経済情勢の急激な変化等が生じた場合には、必要に応じて見直します。

＜立地適正化計画とは＞

立地適正化計画は、今後の人口減少や少子高齢化社会を見据え、都市全体の構造を見渡し「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えで住宅と生活サービスに関連する医療・福祉・商業等の利便施設がまとまって立地するよう、緩やかに誘導を図りながら公共交通と連動したまちづくりを進めていくための計画です。



＜都市機能誘導区域＞

○医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域

＜居住誘導区域＞

○人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域

※ 1：コミュニティバス

・路線バスによるサービスを補う公共交通サービスとして、地域住民の移動手段を確保するために、地方自治体等が運行する中型以下のバスのこと

※ 2：デマンド型乗合タクシー

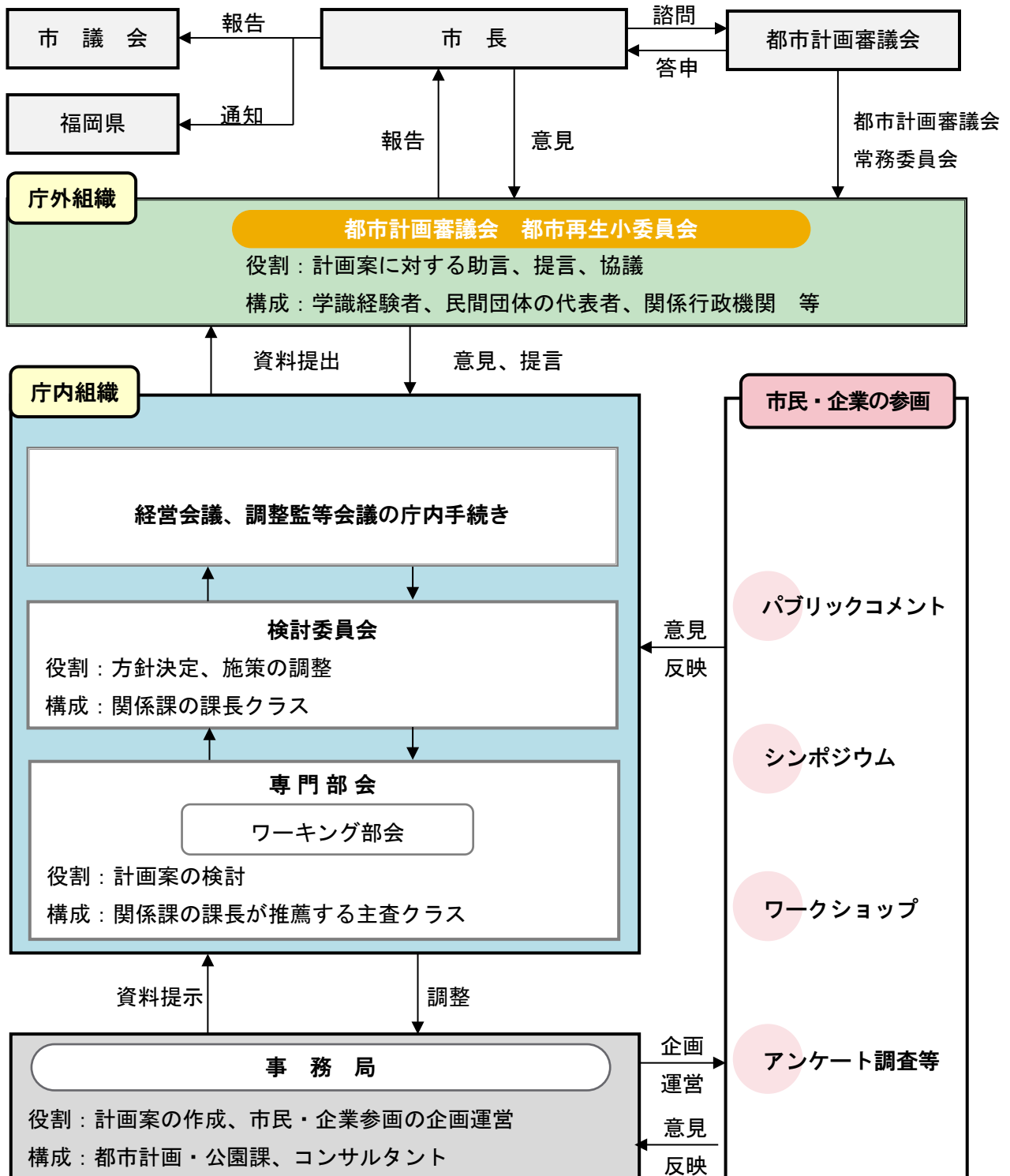
・自宅や指定の場所から目的地（戸口から戸口）まで、客の希望時間帯、乗車場所などの要望（デマンド）に、バス並みの安価な料金で応える公共交通サービスのこと

出典：国土交通省資料を加工

(6) 計画の策定体制

計画策定にあたっては、市民や企業の意見を反映させながら、地域公共交通をはじめとする医療・福祉、中心市街地活性化などの多岐にわたる分野の関係者との合意形成を図るという観点から、庁内の関係課で構成する「検討委員会」や「専門部会」、庁外の学識経験者・民間団体など多様な関係者で構成された「都市計画審議会 都市再生小委員会」を設置し、横断的な体制で策定します。

■ 策定体制



(7) 計画の見直しの視点

改定する大牟田市都市計画マスタープランでは、平成16年3月に策定した大牟田市都市計画マスタープランの基本的な都市づくりの考え方は引き継ぎつつも、これまでの都市の骨格となる基盤整備の進展や急速な人口減少、少子高齢化の進展などの本市を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するとともに、近年の国や県の都市政策の動向や上位計画等の改定を踏まえた上で見直しを行います。

平成16年3月 大牟田市都市計画マスタープラン

<本市を取り巻く状況の主な変化>

- 有明海沿岸道路（三池港～大川東間）の開通（最終H29.9）で道路利用者が倍増、地域間移動が円滑化
- 新大牟田駅開業（H23.3）、駅周辺市街地整備
- イオンモール大牟田開業（H23.3）
- 過疎地域に指定（H22）
- 島原市との観光協定（H26）、航路利用拡大推進
- 宮原坑や三池炭鉱専用鉄道敷跡、三池港が世界文化遺産に登録（H27.7）

<協働のまちづくりの状況>

- 校区まちづくり協議会（17組織）
- 大牟田市協働のまちづくり推進条例施行（H28.4）、地域コミュニティ組織が積極的にまちづくりに参加

<国の動き>

- 大規模集客施設（1万㎡以上）の立地規制（H18）
- 国土のグランドデザイン2050（H26.7）
- 都市再生特別措置法の改正（立地適正化計画の制度化）（H26.8）
- 国土形成計画（全国計画）の変更閣議決定（H27.8）
- まち・ひと・しごと創生総合戦略閣議決定（H26.12）

<県の動き>

- 福岡県大規模集客施設の立地ビジョン策定（H19.6）
- 福岡県都市計画基本方針策定（H27.10）
- 筑後都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（H30.3）
- 福岡県都市計画運用方針の改定（H27）

<市の動き>

- 大牟田市第5次総合計画策定（H28.3）
- 大牟田市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定（H28.3）等

改定 大牟田市都市計画マスタープラン

<見直しの視点>

（都市構造）

- ⇒社会経済情勢の変化や都市機能及び居住の立地適正化に向けた分析結果に基づく将来都市構造の見直し
- ⇒市街地調整区域の既存集落の活力を維持するための対策とまちづくりの方針を示す

（都市活力）

- ⇒広域交通体系の変化に応じた新たな産業への取組みと都市再生との連動を図る
- ⇒人口減少や高齢化に対応した都市の活力を維持していくための都市再生の方向を示す

（市民生活）

- ⇒地域包括ケアシステムの推進や校区まちづくり協議会による地域で支え合うまちづくりの方向性を示す
- ⇒子育て環境の改善や人口減少の抑制に向けた取組みとの連携を図る
- ⇒市民の災害への不安の高まりに配慮した防災まちづくりの内容強化と、自助・共助のまちづくりの方針を示す

（都市環境）

- ⇒世界文化遺産をはじめとする近代化産業遺産を活かした魅力ある市街地形成に向けたまちづくりの方針を示す
- ⇒将来の人口規模を見据え、都市施設や公共施設等の今後の整備の方向や維持管理等に係るまちづくりの方針を示す

3. 都市計画マスタープランの構成

大牟田市都市計画マスタープランは、「まちづくりの方向」「全体構想：都市整備の方向」「全体構想：部門別方針」「地域別構想」「実現化方策」を5つの柱として構成しています。

■都市計画マスタープランの構成

序章 都市計画マスタープランの概要

1. 都市計画マスタープラン見直しの背景と目的
2. 都市計画マスタープランの内容
3. 都市計画マスタープランの構成

第1章 現況特性の整理

1. 自然的特性
2. 歴史的特性
3. 社会的特性
4. 市民意向の把握
5. 現都市計画マスタープランの取組み状況

第2章 まちづくりの方向

1. 大牟田市が抱えるまちづくりの課題
2. まちづくりの課題
3. まちづくりの目標
4. 都市の将来像

第3章 全体構想：都市整備の方向

1. 都市整備の基本理念
2. 都市整備の主要課題
3. 都市整備の基本目標
4. 将来の都市空間の姿

第4章 全体構想：部門別方針

1. 土地利用の方針
2. 市街地整備の方針
3. 道路・交通体系の方針
4. 公園・緑地の方針
5. その他都市施設の方針
6. 景観形成の方針
7. 都市防災の方針
8. 都市環境の方針
9. 人にやさしいまちづくりの方針

第5章 地域別構想

1. 地域別構想策定の考え方
2. 地域区分の考え方
3. 地域別構想
 - (1) 吉野地域
 - (2) 手鎌地域
 - (3) 三池地域
 - (4) 中央地域
 - (5) 三川地域
 - (6) 勝立・駛馬地域

第6章 実現化方策

1. 実現化方策の基本的な考え方
2. 実現化のシナリオ
3. 協働のまちづくりの推進
4. 都市計画マスタープランの進行管理と見直し